



# 新生活を始める皆様へ

## 1 在留資格について

日本で仕事をするには、就労可能な在留資格を所持する必要があります。就労資格を持っている人は、仕事内容と自分の在留資格で許可されている内容が一致しているか必ず確認してください。

**在留資格一覧表（出入国在留管理庁）**

[www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html)



日本の大学等を卒業した方で、卒業後も就職活動を継続する場合は「特定活動（継続就職活動）」の在留資格への変更が可能です。また、要件を満たせば、「資格外活動許可」も併せて取得できます。

**大学等を卒業後就職活動のための滞在をご希望のみなさまへ  
(出入国在留管理庁)**

[www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan\\_nyukan84.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan84.html)



アルバイトをしている留学生は卒業すると「留学」の身分でなくなり、その時点で「資格外活動許可」が無効となるので、**アルバイトを続けることはできません**。



## 2 労働契約について

職場と契約を結ぶ前に、雇用契約書の内容を必ず確認してください。雇用契約書には労働時間や賃金などの労働条件が記載されています。分からぬことがある時や、説明を受けた内容と違うことが書いてある時は、早めに職場に相談しましょう。それでも分からぬ場合は、多言語対応が可能な労働条件ほっとラインや相談コーナーを利用しましょう。

**外国人労働者向けの相談機関（厚生労働省）**

[www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html](http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html)



基本的な労働条件に関しては、「労働条件ハンドブック」を参考にしてください。

[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/foreign/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/foreign/index.html)



## 年金

20歳以上の人にはすべて「公的年金制度」へ加入する義務があります。

## 日本の社会保険について（日本年金機構）

[www.nenkin.go.jp/international/index.html](http://www.nenkin.go.jp/international/index.html)



学生は、申請により在学期間の保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」を利用できます。詳細は当センターのホームページの「よくある質問：留学生の年金について」を参考にしてください

[www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=9555789318804](http://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=9555789318804)



## 健康保険

日本に3ヶ月以上滞在する人は「健康保険」に加入する義務があります。

## 外国語対応国民健康保険の手引き（北海道）

[www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/hp\\_guidance.html](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/hp_guidance.html)



## 年金・健康保険への加入について

日本に3か月以上住んでいる場合は、会社を通して加入する「**厚生年金と健康保険**」か、市区町村役場で加入する「**国民年金と国民健康保険**」のどちらかに必ず加入しなければなりません。自分がどちらに該当するか確認しましょう。

## 厚生年金と健康保険

- 会社等に勤めている人は、職場を通して厚生年金と健康保険に加入します。
- 手続きは職場がしてくれるので、自分で手続きをする必要はありません。保険料の半分が毎月の給料から天引きされ、残りの半分は職場が負担します。

※厚生年金と健康保険に加入していない職場もあるので、必ず確認しましょう。

## 国民年金と国民健康保険

- 厚生年金と健康保険に加入していない人は、自身で国民年金と国民健康保険に加入しなければなりません。
- 加入の手続きは居住地にある役所等にて行います。加入後に納付書が届くので、コンビニエンスストアや銀行で支払いをしましょう。



健康保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました。

代わりに**マイナンバーカードが保険証（マイナ保険証）となります。**

詳細は当センターのホームページの「よくある質問：マイナ保険証について」を参考にしてください。

[www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=9154985343749](http://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=9154985343749)



## 4 引越し関連の手続きについて



### 住所変更

- 同じ市区町村内で引越しする場合：引越しから14日以内に引越し先の役所に転居届を提出します。
- 現在住んでいる市区町村外に引越しする場合：旧住所の役所に転出届を提出します。転出届は、引越しの14日前から行うことができます。次に、引越しから14日以内に引越し先の役所に転出証明書と転入届を提出します。



### ゴミ

家具、家電製品等、通常の家庭ごみ収集日に出せないものを処分したい場合は、早めに処分方法を調べましょう。処分したいものによって、処分方法、収集できる日時等が異なりますので、お住まいの市区町村役場の情報を確認してください。



### 郵便物

郵便局には郵便物や荷物を転送してくれるサービスがあります。このサービスを利用すると、旧住所宛てに届いた郵便物等を1年間無料で引越し先へ転送してくれます。利用したい場合は、引越しの際に転居届を近くの郵便局窓口、ポスト投函、オンライン「e転居」で提出する必要があります。なお、ポスト投函する場合は、本人確認資料を添付する必要があります。

#### 転居・転送サービス（郵便局）

[www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/](http://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/)



### 住宅賃貸借契約

賃貸契約の解約に伴い原状回復をする際は、どの部分を負担するべきか等を把握することが大事です。

#### 「賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント、入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト（例）」（国土交通省）

[www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house Tk3\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000017.html)



### その他契約

引っ越しをする場合、契約している電気、水道、ガス、インターネットなどの解約をする必要があります。なお、引っ越ししても変わらず利用できるクレジットカード、銀行口座、携帯電話のキャリア等に関しては、住所変更の手続きを行いましょう。